高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案 | 現　　　　　行 |
| （略）第５条　知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。）をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。（１）～（10）　（略）（11）県税の滞納があるとき。第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等県の取扱いに準じて行わなければならない。（以下略）（略）附則１　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。２ この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。附則　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。 | （略）第５条　知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。）をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。（１）～（10）　（略）[新設]第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。（以下略）（略）附則１　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。２ この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。[新設] |